

令和5年第3回(8月)大郷町議会臨時会会議録第1号

令和5年8月9日(水)

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員(13名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
4番	大友三男君	5番	佐藤千加雄君
6番	田中みつ子君	7番	熱海文義君
8番	石川壽和君	9番	和賀直義君
10番	高橋重信君	11番	石垣正博君
12番	千葉勇治君	13番	若生寛君
14番	石川良彦君		

欠席議員(1名)

3番 赤間茂幸君

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
教育長	鳥海	義弘君	参事(特命担当)	三浦	光君
総務課長	熊谷	有司君	財政課長	菅野	直人君
まちづくり政策課長	高橋	優君	復興推進課長	武藤	亨介君
復興推進課技監兼					
地域整備課技監	門脇	匡哉君	税務課長	小野	純一君
町民課長	千葉	昭君	保健福祉課長	伊藤	義継君
農政商工課長	片倉	剛君	参事兼地域整備課長	鎌田	光一君

会計管理者 遠藤 龍太郎 君 学校教育課長 角田 倫明 君
社会教育課長 赤間 良悦 君

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉 恭啓 次長 相澤 幸子 主事 上杉 琉日

議事日程第1号

令和5年8月9日（水曜日） 午前10時30分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第53号 工事請負契約の締結について

日程第4 議案第54号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午 前 10時 30分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回大郷町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中 学君） 皆さん、改めましておはようございます。

臨時議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに令和5年第3回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては何かと御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

暦の上では昨日が立秋となりましたが、先月の22日に梅雨明けが発表された以降は、毎日のように暑い日が続いてございます。熱中症にならないよう、防災無線等を使った呼びかけを行っているところでございます。

本町の基幹産業である稲作は出穂期を迎えております。好天に恵まれ、順調に生育しているところでございます。このまま台風の来ないことを祈りながら、豊作に期待をしているところであります。

さて、本日御提案申し上げます議案は、一般議案として工事請負契約の締結についてと、令和5年度大郷町一般会計補正予算（第3号）となっております。

以上、御提案させていただきます各議案につきまして、担当課長より詳細に御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。よろしくお願いたします。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、4番大友三男議員及び5番佐藤千加雄議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第53号 工事請負契約の締結について

議長（石川良彦君） 日程第3、議案第53号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） 皆さん、こんにちは。

議案第53号、工事請負契約の締結についての提案理由を御説明申し上げます。議案書2ページをお開き願います。

議案第53号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度木ノ崎地区急傾斜地崩壊対策工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 一金 61,490,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
5,590,000円)
- 4 契約の相手方 仙台市宮城野区日の出町三丁目3番32号
株式会社丹勝

令和5年8月9日提出

大郷町長 田 中 学

議案第53号につきましては、令和5年度木ノ崎急傾斜地崩壊対策工事の工事請負契約の締結に当たり、工事予定価格が5,000万円以上となることから、地方自治法並びに条例の定めるところにより、議会の議決を求めるとでございます。

初めに工事概要を御説明いたします。工事概要は吹付のり砕工、300掛ける300ミリ、Aイコール1,100平米、排水工PU1-360A、Lイコール56メートル。工期は議決された日の翌日から令和6年3月22日まで。

本件については設計金額が5,000万円以上の工事でありますので、担当課より提出された条件付一般競争入札施行に係る設定条件内訳書に基づき、7月12日に入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件を設定いたしました。この会議において設定された主な入札参加条件は、土木工事一式の承認格付Aランクで、建設業法に規定する経営事項審査結果の総合評定値が850点以上であること。入札公告時において宮城県内に本店または本店から委任を受けた支店等を有するもの。特定建設業の許可を有していること。直接雇用関係のある監理技術者を専任で配置できること。平成25年以降に同種工事を国または地方公共団体から元請けとして受注し履行した実績があることとしたところであります。

その後、7月18日に条件付一般競争入札公告を行い、設計図書等の閲覧、参加申請書の受付期間を経て、7月25日、入札参加資格判定委員会を開催しております。入札参加申請に当たっては、今回落札した株式会社丹勝を含め5者から申請があり、要件判定の結果、全て適格者であると判定し、その旨を通知の上8月1日に入札を施行しております。

入札の結果ですが、予定価格6,413万4,000円に対し、最低入札価格は株式会社丹勝の5,590万円でしたが、この金額は低入札調査基準価格

として設定した5,772万6,000円を下回っていたため、大郷町低入札価格取扱要綱第3条の規定により、落札の決定を保留するとともに、8月3日に同社のヒアリングを実施の上、8月4日に低入札価格調査委員会を開催し、契約内容に適合した履行が確保できるか調査したところでございます。調査の結果でございますが、同社は営業46年を数え、町内に機械センターを開設している会社でございます。経営状況及び信用状況には特段の所見はなく、品質の確保に万全を期するという中で、受注意欲もあり、また令和3年度に宮城県東部土木事務所発注の野々浜災害防除工事において、類似する吹付のり枠工事を受注していることなど、これまでの工事の実績により、十分施工可能な範囲において積算し、応札したものと認められました。

本工事に関し、利益の確保が見込まれることなどの理由により、入札価格は企業努力の範囲内と判断でき、工事施工に当たり契約内容に適合した履行がなされるものと認められました。このことにより、最低入札価格をもって入札した株式会社丹勝を落札者として決定し、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した6,149万円とし、8月8日付で工事請負仮契約を締結し、今回提案することになったものでございます。

以上で議案第53号、工事請負契約の締結についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

はい、12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 1件目ですね、この案件はいわゆる木ノ崎の急傾斜地崩壊対策工事ということですが、これいつ発生したのか、発生した時期をお聞きしたいと思います。

それから、この工期中が、工期が来年の、令和6年の3月22日までになっており、大分長いようですが、この工期中にですね、いわゆる災害がまた発生した場合にはその補償はどうなっているのか。その辺についてお聞きしたいと思います。

それから、ただいま実施要綱が配られましたが、この要綱の中では令和5年6月1日付ということになっておりますが、この要綱の失効ということがございまして、この告示は令和8年3月31日限りその効力を失うということが書かれておりますが、なぜ要綱の失効がこのように明記されているのか。私はいつでもこういう状況が起こり得るということを考えた場合には、あえて要綱の失効ということはないのではない

かと思うんですが、何らかの意味合いがあってあえて要綱の失効というのを作ったと思うんですが、それについてお聞きしたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。災害の発生時期でございますが、令和4年7月の豪雨によるものでございます。工事中の台風、工事までの間の台風等があった場合の被害状況ということでございますが、町のほうとしまして特別その対策というのは考えておりませんが、受益者御自身におきまして災害のほう、崩壊等が予想される場所にトンパック等で擁壁等を組んでいらっしゃいますので、それで何とか被災を受けない形で工事のほうを終了したいなというふうに思っております。

それから要綱に定めております期限でございますが、先ほど議員全員協議会でも御説明申し上げましたとおり、この事業につきましては国の緊急自然災害の起債のほうを活用させていただいておりますので、その国のほうでお示ししている起債の終期が令和7年度ということで現在うたわれておりますので、それに基づいて期限を定めたものでございまして、国のほうの、この起債のほうの期限が延びるようであればこちらのほうも延長ということを考えております。以上です。

議長（石川良彦君） はい、千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 令和5年度ね、私は令和4年度の木ノ崎地区急傾斜地崩壊対策工事ということでこれは明記すべきなのではないかと思うんです。令和5年度じゃないんですね、発生したのはね。4年度ですから。そうした場合にですね、あえてこの告示第51号ということで令和5年6月1日付で田中学町長の名前で、いわゆる実施要綱が定められておりますが、これはこの令和4年度の発生した事件に対して、案件に対して令和5年6月1日付でこの要綱を定めるということになれば、それはこの要綱があってその間に、要綱後にですね、事件が発生すれば分かるんですが、この事件が発生してからこれを、対策工事のために作られた要綱ということに私は取るわけですが、町としてそういう考えでいいんですね。今からそういうことは十分にあり得るということで理解していいんですか。そのことについてお聞きしておきたいと思います。

それからこの実施要綱のいわゆる失効についてですが、要綱の失効ということで附則にあるわけですが、これは国の制度にのっとるという形での説明のようですが、これはあくまで国が、国の制度そのものももし延びればというか、新たにあればまたやるということで理解していいん

ですか。単純にそのような考えでいいんですか。お聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） はい、財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。今回の工事につきましては発注時期が5年度になってからでございますので5年度という名前を付けさせていただいております。

それからこの要綱につきましては、まあ6月1日に施行しておりますが、この災害が発生して以来ずっと協議等を行っておりまして、役場内のほうでもその対応というところを協議してきたところがございますが、それをまとめて施行をしたものが6月1日だったというところがございます。この要綱につきましては4年度に発生したのものについても該当させるという考え方でおります。

それから先ほどの期限というところがございますが、先ほど申し上げましたとおり、国の制度を利用する関係でこのような期限を設けておりますが、国の制度が延びれば町のほうでも延ばすという考えでございます。

議長（石川良彦君） はい、千葉議員。

12番（千葉勇治君） 私ね、最高に疑問に思うのね、受益者からすればこれはいいことですよ、ですからそれはそれで認めた場合に、こういうやり方が今後とも生かされるということがいいんですか。令和4年度に事件が発生してその後5年の6月にその要綱を定めてね、いわゆる事前に起きた事業についてもここでカバーしていくと。そういうやり方が今後ともいいんだということになれば私は極めて町は柔軟性を持った対応だから素晴らしいことだと思って許可するわけですが、これ逆に見ますと、これ終わったころにはもう失効ということで、要綱の失効ということでこの告示は令和8年3月31日に限りその効力を失うという、そうやって書いているわけで。もう少しこの失効については、ならば国の制度にのっとり云々ということ幅のある内容にできないのかと思うんですが、要綱の失効についてね。

その要綱の失効をなぜここでずばっとこの、町の告示は令和8年3月31日に限りその効力を失うというズバツと書いたのか。その辺どうも私は納得できないと思うんです。事件起きてからものつくって、そしてそれを対応して、さあ終わったから今度切っていくと、やめていくと、それではあまりにも個人的なうちを助けるだけの内容になってしまうのではないかというふうに思うので、これが今後とも生かされるというこ

とならいいんですよ。その辺だけ確認していきたいと思います。どうですか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。この令和4年7月の災害につきましては、当初は県ののり面の復旧と言いますか、災害事業を利用して整備をするという形でずっと協議をしてきたところでございますが、県のほうの要件が、起因するところの戸数が5戸以上必要だということからこの要綱を設定したものでございまして、時期的にはそういう経過もあってこのような時期になっているということでございます。

それから、町のその要綱の期限でございますが、これは町独自の要綱でございますので、期限はこのように示しておりますが、その時期にまた延期をされれば再度要綱のほうを制定しまして対応いたしますので、要綱上は問題ないかというふうに思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。大友三男議員。

4番（大友三男君） 確認しておきたいんですけども、そうするとこの案件が前例となって、今後この、一応失効まで、令和8年3月31日までですと、例えば令和7年、7年じゃない、令和6年に例えば発生したのもこの要綱に対象になると。今後そういうふうになると、ね、今回だけじゃなくて、前の年に起きても2年前の年に起きても、これからするとね、この要綱からすると対象になるんだということで理解してよろしいんでしょうか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。先ほど説明しましたとおり、私どもの認識としては令和4年7月からの台風等の影響を受けたところからというふうな認識でございます。

議長（石川良彦君） はい、ほかにございませんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 今、まあ続きになるわけなんですけど、今の答弁ですとこの令和8年3月31日限りというのはこいつ、削除が必要なんじゃないですか。この後に起きた場合どういう対応をするのか。まずそこを一つお聞きしておきたいと思います。

あとあの、今回の入札について、入札についてですね、今回も低入札価格に該当したわけなんですけど、この予定価格の決定について、この予定価格を出した見積りと言いますか、これどこで見積りを出して、どういう形でこう、予定価格を決定しているのかと。毎回毎回大郷町の入札

は低価格で結構審議をしているわけなんですけど、その辺相変わらずだなという感がすごくあるんです。その辺考えなおさなくていけないと思うんですが、どう考えてますか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。先ほどの期限でございますが、国のほうの制度のほうがですね、延びることは、この3月31日前に分かると思いますので、切れ目なく、必要な場合には要綱を新たに制定したいというふうに思っているところでございます。

予定価格の積算につきましては町のほうで積算しておりますので、適正な積算が行われているものと私は思っているところでございます。

議長（石川良彦君） はい、若生 寛議員。

13番（若生 寛君） まずあの、最初の負担額の割合ですね、工事請負契約について。今回はこの要綱の一番最後に別表として第9条関係という形であるんですが、今回の該当はこの4つのうちどこに該当するのか、それをお聞きしたいと思います。

あとあの、低入札の問題についてですね、これ毎回毎回同じことをやっているといいのかということになると思うんですね。今回も4者が入札して2者が低入札価格になっているということで、この辺こう、全然町として、執行者として進歩がないと思うんですが。もう少し突っ込んだ議論なりそういうものが必要と思うんですがどうですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います、財政課長。

財政課長（菅野直人君） はい、お答えいたします。まず要綱につきましてでございますが、今回の例につきましては別表の区分の「大郷町が激甚指定の対象地域として指定され、その災害が起因となった場合」というところでまず2分の1になります。そもそも4分の1でございますが、ここでさらに2分の1ということでございます。

それから下から2番目、「町が保有する公共施設または公共用地が被害に影響を及ぼした場合」というところに該当させて、さらに2分の1という内容でございます。

それから先ほどの積算の、予定価格の積算でございますが、県単価に基づきまして積算のほうを行っておりますので、適正な積算がされているというふうに思っているところであります。

議長（石川良彦君） はい、若生 寛議員。

13番（若生 寛君） なんか2分の1、2分の1、2分の1ってこう、マジックみたいな手品みたいな話されているわけなんですけど、そこがおかしい

のではないかって私たち指摘しているんで、じゃあ今回これ全部該当したっていうことで理解してよろしいんですか。

あと入札についてですね、入札の責任者、私副町長かなと思ってたんですが。責任者の考え、どう考えているのかその辺お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） はい、答弁願います、まず財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。今回の要綱に基づきましては、負担率としては一番低い負担率になったということになります。以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います、副町長。

副町長（武藤浩道君） お答えいたします。入札の責任者は、町長が執行者になります。副町長ではございません。

議長（石川良彦君） はい、ほかに。ああ町長から。はい、町長。

町長（田中 学君） 私が入札の執行者で責任者です。その会場で提案するのが私なんです、その前に予定価格を誰が設定するのということは財政課長が示したとおりであります、どうしても競争入札ですから、一番自分が自信のある数字を入れて落札するところが、最低制限価格を下回ったと。で、協議だと。こういうことになって協議をして、今回の場合はこの数字で落札者として決定したわけなんです、それは町の価格設定が悪いとかいいとかではなくて、事業を受注する業者のほうの能力の問題ですよ。うちでは8,000万でないとできないという人は8,000万と書いている。5,000万でもできるという能力の会社はそう書いていると。一番安いところに落札するということは、町にとっては大変好都合なんです、ただ議員の指摘は毎回毎回大郷町の発注、最低制限価格があまりにも低いというのか高いというのか分かりませんが、適正な市場価格に基づいた予定価格を設定してございますので、何ら問題ない、問題あるのはこっちの受注する企業側に違いがあるということでございますので、私は何ら不思議ではないというふうに思います。競争原理を十分果たしているというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。はい、11番石垣正博議員。

11番（石垣正博君） はい。今回のこの急傾斜地で大変な目にあつてということでもあります。その中で6.25%の個人負担、380万。相当大きな金額であります。この金額について契約を、話合いでいいよということになったとは、なったということではあります、やはりそういう出せない方

も出てきます。そのための免除とか、この 10 条 9 条にあるようであり
ますけれども、今回この免除申請とかそういうものというのは出たのか
出なかったのか、それとこの基準というもの、これはどのように定めて
おられるのかお聞きを申し上げたい。

議長（石川良彦君） はい、答弁願います、財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。今回の工事の受益者負担が 6.25%
となっているということでございますが、今回も工事の工法につきまし
ては 3 通りほど御提案を申し上げまして、その中で、結局一番安全です
が一番高額となる方法を受益者の方が希望されたというところもござ
いますので、今回は免除等という形のお話というのはございませんでし
た。今後の事例につきましては、やはり生活保護等を受けられている方
等もおりますので、そういう場合にはやはり免除というところを想定し
ているところでございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

11 番（石垣正博君） その免除、だからその免除をどのような基準で定めるの
かということ、それがないと基準がないのに話合いですと、ただ単
に話合いですでは困るわけでありまして。やっぱりしっかりとそこら辺は作ら
ないと駄目なんじゃないかなと。そうしてこの要綱を作るべきだと、そ
のように私は思うんですけどね、その話で今言っていることであります。
こういうことが今後大分あると思いますので、早急にその辺をお願いを
したいと思います。以上であります。

議長（石川良彦君） はい、財政課長。

財政課長（菅野直人君） はい。その辺ですね、誤解のないような形ではつき
りするように、整備したいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。ないようですので、質疑を終わ
りたいと思います。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を
終わります。

これより議案第 53 号、工事請負契約の締結についてを採決いたしま
す。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求
めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第54号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第4、議案第54号、令和5年度大郷町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） それでは、議案第54号、一般会計補正予算（第3号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第54号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第3号）

令和5年度大郷町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,700万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億9,085万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年8月9日提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算の概要について御説明いたします。今回の補正予算は、令和5年6月14日から16日にかけて、1時間当たり22ミリ、総雨量95ミリの雨、それから6月26日から29日にかけて、1時間当たり49ミリ、総雨量86ミリの大雨が降ったことにより被災しました町道並びに河川等の公共土木施設12件、農道等の農業施設3件、青線及び町道等の公共施設3件の災害復旧工事、合計18件及び災害応急工事6件分、農地が被災した方への農地小災害復旧事業費補助金50件分を計上したことによる増額でございます。なお、全て町単独の災害復旧事業になります。歳入では負担金、財政調整基金、町債において財源調整をしております。

続きまして3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款、項ごとに内容を御説明いたします。まず歳入です。

13款分担金及び負担金、第2項分担金115万5,000円の増額補正です。農道等の農業施設3件分の災害復旧工事に係る分担金の増で、分担金率は大郷町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例に基づき、17.5%としております。

第19款繰入金、第1項基金繰入金2,285万3,000円の増額補正です。財源調整としての財政調整基金繰入の調整でございます。

第22款町債、第1項町債2,300万円の増額補正です。町道及び河川等の公共土木施設12件、農道等の農業施設3件、青線及び赤道等の公共施設3件の災害復旧工事合計18件に係る災害復旧事業債の増額でございます。

歳入補正額合計4,700万8,000円の増額となります。

続きまして4ページを御覧願います。歳出です。

第10款災害復旧費、第2項公共施設災害復旧費2,138万9,000円の増額補正です。大雨により被災した道路のり面3件、河川護岸9件の合計12件の災害復旧工事費で、被災場所は川内地区7件、味明及び東成田地区各2件、上村地区1件になります。また、味明地区1件分を含む土砂撤去等3件分の災害応急工事費、災害復旧の対応のための諸経費も計上しております。

第3項農林水産施設災害復旧費2,125万9,000円の増額補正です。大雨により被災した農道のり面2件、水路敷1件の災害復旧工事で、被災場所は味明・中村・上郷地区各1件になります。また、農地災害復旧事業費補助金50件分を増額しており、40万円以下の農地小災害復旧事業を行う土地所有者に対して70%相当を補助するものでございます。なお、現在の相談件数は1件でございます。

第4項公共施設災害復旧費436万円の増額補正です。大雨により被災した青線水路2件、赤道のり面1件の災害復旧工事費で、被災場所は山崎・不来内・川内地区各1件になります。また、川内・貝柄塚地区各1件を含む土砂撤去等3件分を災害応急工事費として計上しております。

歳出補正額合計4,700万8,000円の増額補正となります。

以上、補正前の予算額58億4,384万9,000円に、歳入歳出とも4,700万8,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ58億9,085万7,000円とするものでございます。

続きまして5ページの第2表地方債補正について御説明申し上げます。追加2件、変更1件でございます。

まず追加です。1、公共土木施設災害復旧事業です。大雨による道路及び河川の公共土木施設災害復旧事業に係る起債で、限度額は1,690万円です。起債の方法は証書借入、利率は5.0%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とし、償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとしております。本起債については工事費の100%が充当可能で、元利償還の47.5%が交付税措置されるものでございます。

続きまして2、農林水産施設災害復旧事業です。大雨により農道等の農業施設災害復旧工事に係る起債で、限度額が350万円です。起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様でございます。本起債については工事費から受益者分担金を差し引いた残額の65%が充当可能で、元利償還の47.5%が交付税措置されるものでございます。

次に変更でございます。起債の目的、補正前、補正後の順で御説明いたします。

1、公共施設災害復旧事業、大雨による青線及び赤道の公共施設災害復旧工事の増により、限度額を790万円から1,050万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様です。本起債につきましては工事費の100%が充当可能で、後年度元利償還の47.5%が交付税措置されるものでございます。

以上、議案第54号、一般会計補正予算（第3号）につきましての提案理由の御説明を終了いたします。次ページ以降の事項別明細書を御覧の上、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

はい、12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 9ページのね、歳出のほうで職員手当ということで100万円が時間外勤務手当ということで計上されておりますが、町の、まあ担当、1時間1,000円にしてもまあ、1日1万円にしても100日というかかなりの時間外手当が計上されているわけですが、これあの、今の職務規程の中から見た場合にはかなり違反的な内容も伴ってくるのかなと

思うんですが、その解決策はどのように考えているんですか。お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） はい、担当課でね。地域整備課長。答弁願います。地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） はい、お答えいたします。災害に伴う時間外手当ということで計上させていただきました。この時間外につきましてもは緊急、やむを得ない事情の場合時間外ということでやっているわけなんです、その辺こういう労基も守りながらですね、やっていきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 答弁はね、守りながらやっていきたいと思うというでしょうが、かなり混乱生じると思うんですよこれね。ましてやこれで災害終わるわけではないんですから、こういう状況の中でいつ来るか分からない中で、そういう場合に町長にお聞きしたいんですがね、職員の臨時的なものも含めた対応なりを考えていないんですか、いわゆる雇用をもう少し増やして、そういう対応をするというか、そういう時間外を極力、同じ職員の時間外勤務を減らすという内容で対応するべきだと思うんですが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） はい、答弁願います、町長。

町長（田中 学君） 大変ありがたい御意見を賜りました。私も職員の時間外、どのようにして減らしていくかということは今、様々な考えを用いながら、令和6年度のこれから、予算ヒアリングを始めようとしている矢先にこのような話が出た、基本的にその、職員の数の問題も今浮上してございますので、そしてまた、若い職員がどうしてもあまり時間外もさせたくない、我々執行部はできるだけ若い職員に時間外をさせない環境づくりも考えてございますので、できるだけどういう形で行政執行に、あまり問題のない内容にするためには、ある意味では臨時職員の増員なり、またある意味ではコンサルを使うなり、できるだけ職員に負担をかけない環境を構築しなければならないということは、今問題として町内で議論しているところでありますので、この際しっかりした労務管理の改善を考えてまいりたいというふうに思っておりますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

このただいまの御意見は全課長が聞いているわけでありますから、今全課長からも自分の課の運営に対してどうあるべきかということ調

査中でございますので、しっかりした働き方改革を、役場もやらなければならぬという考えであります。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 内容を見ますとですね、財源的な、財源を見ますと1,690万ということでこれがほとんど事業だと、いわゆる一般財源のほうから時間外が計画されているということを考えて場合に、本当に町の職員がみんなに対応するということが大変な負担が出てくると思うんで、課長も今、地域整備課長もお聞きしたと思うんですが、町長の答弁もですね、心強く思いながらですね、ぜひ町長のさらなる力添えをお願いしたいなと思うんですが、改めてその決意を、もう一度お聞きしておきたいと思えます。

それからですね、今回いろいろな災害復旧工事、ケースなり出たわけですが、この詳細についてできるなら私たちも分かるように一覧という表で出してもらえばなと思うんですが、それ無理でしょうか。議長のほうからよろしくお聞きしたいと思うんですが、どうでしょうか。お願いします。

議長（石川良彦君） 災害の。補正予算に係る質問にさせていただければと思います。

12番（千葉勇治君） 補正予算の関係で今の説明、いわゆる応急手当とか災害復旧工事、粕川どうのこうの長崎どうのこうのって具体的に出了たが、その内容についてもしよかったらお聞きしたいと思うんですが。

議長（石川良彦君） どこの部分ですか。

12番（千葉勇治君） いや全部。歳出のほうでいわゆる公共事業、いいすか。公共土木、それから農業災害、10款。

議長（石川良彦君） 箇所、場所が必要ということですか。

12番（千葉勇治君） 工事請負費の災害復旧工事12件ですか、この内容。当然内容については場所も出てくるわけで、それは災害応急工事3件どこどこ、あるいは災害、農業施設の場合の災害復旧工事の1件ということですが、その明細ですか、その辺いわゆる今回の補正予算で計上されている内容について一覧欲しいと思うんですがいかがですか。

議長（石川良彦君） 例えば山崎とか川内とかって言ったけどそこで分からないってということですか。

12番（千葉勇治君） 分からないな。

議長（石川良彦君） そこ出てこない部分だけでいいですね。先ほど説明あった部分はいいですね。はい。では地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。一覧のほうですね、議会のほうに提出させていただきます。

議長（石川良彦君） はい、ほかにございませんか。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 全協でいただいた資料で、5年の6月14から16という話があった中でですね、9ページの公共土木施設災害復旧費の工事請負費で2,000万となってるんですが、被害状況については被害額1,690万という説明なんですけど、この差というのはどういうことなのかちょっと。応急工事に関しては理解できるんですが、復旧工事に関しても1,800万ということで、その辺の差というのはどういうことなのかお聞きしたいです。

それからその下の農業施設の災害復旧費に関しても、被害額660万で、農地災害復旧事業のこの補助金というのはいちよっつと詳しく説明をお願いしたいんですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います、地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。先ほど全協で説明しましたのは被害額ということで、概算で町ではじいた額ですが、今後工事を施工する際に不測の事態に対応するために若干多めに予算額は設定しております。

続きまして農業施設の補助金のほうですが、こちらのほうは昨年度策定しました、農地の災害復旧、こちらは本来であれば個人が復旧していただくものなんですけども、その際にも町から補助金を出しましょうということで、昨年策定したものがあまして、それは40万以下の小規模農地災害、その分について先ほど財政課長も説明したとおり70%を限度として町から補助金を交付するものでございます。

議長（石川良彦君） はい、熱海議員。

7番（熱海文義君） 今の答弁ですと、令和5年6月の大雨じゃなくて、昨年と言ったということは令和4年なのかな。4年の7月の災害の農業用施設なんですけどこれ、補助金というのは。どうなんです、昨年と言いましたよね。

議長（石川良彦君） 答弁願います、地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） 御説明いたします。その制度、補助金の制度が昨年の災害から施行されたというものがございますので、その補助金制度を活用して今年度の災害についてもそれを適用するというところでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい、13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 8ページの災害復旧費分担金、先ほどの説明ですと農地について17.5%の分担金がありますよということなのですが、これ17.5%、まあ安いか高いか低いかっていうことはその人の受け取り方だと思うんですが、先ほど急傾斜地でいろんな要綱を設けてですね、大分低くなっているわけなのですが。農地持っている方々は固定資産税という形で税金納めているわけなのですが、そういうことも考えた場合ですね、この17.5というのは結構高いような気がするんですよね。その辺なんかもう少しいろいろな方法を見つけていただいて、もう少し下げる工夫はできないものなのか。ぜひその辺検討していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

議長（石川良彦君） 担当でいいの。答弁願います、地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） はい、お答えいたします。今現在の分担金率17.5というところがどういったものかと言いますと、国、県から災害復旧であれば出るところ、大体65%くらいありまして、そのほか地元負担ということになります。今現在35%をおのおの町と地権者で分け合おうということで半額を町が、半額を地元で負担してくださいということで17.5と設定しているところではあります。

先ほど御質問のこの点について何か考えてくれないかという内容については、今後そういったものも含めながら、何か検討ができるかどうか検討していきたいと思えます。

議長（石川良彦君） はい、若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 全くそのとおりの答弁かなと思いますが、しかしこういう場所ってというのはしょっちゅう同じような箇所が該当するのが多いと思うんですよね。やっぱりそういうところも踏まえた場合ね、検討だけでなく実施するような方向でぜひ、ぜひぜひ進めてほしいんですがどうでしょうか。

議長（石川良彦君） はい、地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。現段階で言えることは先ほど申し上げたとおりでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第54号、令和5年度大郷町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって本案は原案どおり可決されました。

議長（石川良彦君） 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和5年第3回大郷町議会臨時会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午 前 11時 25分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉 恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員